
「開運ブレスレット」はいかがですか？

「どんな願いもわずか3日以内に実現！」

「確実な願望成就を約束します！」

「購入すれば、絶対に幸運になれる！」

こんな広告を見て、開運ブレスレットや数珠等を購入した消費者に、次々に開運商品売りつける悪質な手口が横行しているので注意してください。

広告には「効果がない場合、完全返金保証サービス」との記載があり、思ったような効果がなかったため、返金してもらおうと業者に電話をかけると、無料で祈祷をしてあげるので顔写真を送るようと言われました。言われるままに、写真を送ると、「写真鑑定の結果、あなたには悪霊がついている」などと、さらに不安をあおって、“除霊のため”“運気を挙げるため”と、新たに祈祷サービスや霊石等の購入を勧誘された方もいます。

商品に同封された手紙に「使い方を説明するので電話をかけてください」と書いてあり、指示に従い電話で話をしているうちに業者に悩みを打ち明けると、次なる開運商品の購入を勧誘されるというケースもあります。

「効果がなければ返金する」と書いてあっても、購入後は連絡がつかなくなったり、理由をつけて返金されないことも多いようです。

また、新たな勧誘を断ると「家族がどうなっても知らないぞ」などと脅されたり、業者に自分の悩みや不安を打ち明けている場合は、弱みを握られて業者のいいなりになってしまうという事例も見られます。

お金を払ったから運が開けるというわけではありません。

不安をあおるような方法で次々に商品の購入を勧誘されたり、業者が解約に応じない場合は、すぐにお近くの消費生活相談窓口にご相談してください。

【消費者庁の情報】

「太陽光発電事業」の「合同会社加盟店」の募集に関する注意喚起

<http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/120217shiryo1.pdf>

風力発電に係る「土地の権利」を巡る投資勧誘に関する注意喚起

<http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/120214shiryo2.pdf>

【国民生活センター情報】

浄水器の訪問販売業者に3カ月の業務停止命令【福岡県】

http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_volunteer/mj-gyousei112.html

健康食品の電話勧誘販売業者に3カ月の業務停止命令【消費者庁】

http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_volunteer/mj-gyousei111.html

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆最寄りの市町村の消費生活相談窓口へ↓URL

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/soudanmadoguchi.html>

☆県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、その他消費生活に関する相談及び個人情報に関する相談）

受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30

相談電話：097-534-0999

◇消費生活特別相談（平日に相談できない消費者等を対象に第3日曜以外の日曜に実施）

受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00

相談電話：097-534-0999

◇食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品の表示制度に関する質問など）

受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30

相談電話：097-536-5000

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL097(534)4034 FAX097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail:a13040@pref.oita.lg.jp

=====